

富山県情報公開審査会答申概要（答申第 52 号）

- 件 名 県立学校教職員の勤務評定等がどのように行われているかわかる文書等の非開示決定処分に係る審査請求事案
- 開示請求年月日 平成 28 年 3 月 16 日
- 実施機関の決定日 平成 28 年 4 月 28 日
- 実施機関（担当室課） 富山県教育委員会（教職員課）
- 決定内容 非開示決定
- 非開示理由 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保と適切な学校運営に支障を及ぼすおそれがあるため
- 審査請求年月日 平成 28 年 8 月 2 日
- 審査請求の内容 本件処分を取消し、請求に係る公文書の開示を求める
- 諮問年月日 平成 28 年 10 月 3 日
- 答申年月日 平成 29 年 5 月 31 日
- 争点 実施機関が公文書を非開示決定したことの妥当性
- 審査会の判断

<結論>

富山県教育委員会（以下「諮問実施機関」という。）が審査請求の対象となった公文書のすべてを非開示決定とした処分は妥当性を欠くから、これを取消し、新たに開示、非開示等の決定をすべきである。

<理由>

第 1 開示請求の内容等について

（1）開示請求

審査請求人は、平成 28 年 3 月 16 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により諮問実施機関に対して、次の公文書の開示請求を行った。

- ① 県立学校教職員の勤務評定がどのように行われているかわかるもの
（実施要綱など制度の内容のわかるもの。今年度（※平成 27 年度。便宜上記載）所属長あてに発出した文書、データ。今年度所属長対象に説明・研修で使った文書、データ。）
- ② 平成 28 年 1 月 1 日の昇給決定にいたる過程のわかるもの
（昇給内申に関して、今年度所属長あてに発出した文書、データ。所属長を対象とする説明・研修で使った文書、データ。）

（2）開示決定

諮問実施機関は、次のとおり、それぞれ公文書を特定したうえで、平成 28 年 4 月 28 日付け教第 58 号で、条例第 11 条の規定により非開示決定を行った。

ア 開示をしない理由

条例第7条第6号エに該当し、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保と適切な学校運営に支障を及ぼすおそれがあるとするもの。

イ 特定した公文書

本件処分に際して、本件開示請求に対する公文書を特定したとしているが、文書名については「①勤務評定に関する文書、②上位昇給に関する文書」と総括的に表示するのみで、個々の文書の名称は明らかにしなかった。

(3) 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成28年8月2日付けで、諮問実施機関に対して審査請求を行った。

ア 趣旨

「処分を取り消し、文書を開示する」との裁決を求める。

イ 理由

求めているのは、県職員の評価制度と昇給手続きのしくみがわかる文書の開示であって、個々人の評価内容、個々人の昇給内申内容がわかる文書でない。公にしてしまうと「公正かつ円滑な人事の確保と適切な学校運営に支障を及ぼすおそれがある」評価制度と昇給手続きとはいかなる代物か。しくみ(ルール)が秘密になっていたのでは、透明性・公平性・納得性・合理性を確保した評価制度と昇給決定が行われているか否かがわからない。不透明な制度運用は、公正な人事管理がなされているかに疑念を抱かせることになる。勤務評定の評価基準を非開示とすることは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の要請に応えていない。

第2 諮問実施機関の説明及び主張

諮問実施機関は、本件処分の理由を次のとおり説明し、審査請求を棄却されるべきであると主張する。

審査請求書記載の「県職員の評価制度のしくみがわかる文書」の情報は、任命権者が人事行政を円滑に運営するために、任用や人事異動などの基礎資料として定め、活用している情報であり、公に開示されるものでない。

また、県職員の評価制度のしくみがわかる文書の開示であっても、個々人(県立学校教職員)にとっては、どのような評価等が行われているかが分かる重要な情報であり、かつ、適切な学校運営には欠かすことのできない情報であると判断し、「透明性・公平性・納得性・合理性」の確保が必要であるからという理由により、公にすることができるものでない。

したがって、開示の対象となっていない文書等を開示することについては、制度全体に対する信頼を失うことになりかねず、制度そのものが形骸化するおそれがある。

一方、「県職員の昇給手続きのしくみがわかる文書」の開示に係る文書については、「昇給内申書」以外の本人に対し開示する対象となっていない文書等は、人事行政の円滑な運営に係る情報であり、公に開示するものでない。

このことから、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、富山県情報公開条例第7条6号エに該当するものと判断し、非開示とした。

第3 本件処分に対する当審査会の判断

(1) 公文書の特定

審査請求人の本件開示請求に対し、諮問実施機関が本件処分で特定した公文書は、次のとおりである。

①平成27年9月2日付け教秘第369号通知及び同添付文書（A4版15枚）

②『富山県立学校の勤務評定』（昭和49年10月）（A4版36枚）

③平成27年11月20日付け教秘第475号通知及び同添付文書（A4版11枚）

当審査会が見分したところ、本件公文書は、本件開示請求で審査請求人が開示を求めている公文書であると認められるものであった。

(2) 本件処分の妥当性

諮問実施機関は、諮問書で本件公文書を「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保と適切な学校運営に支障を及ぼすおそれがある」という理由で非開示としたとしているから、この主張の妥当性について審議する。

ア 公表されている情報について

まず、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件等については、地方公務員法をはじめ、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）等の法令で規定するほか、これら法令の授權に基づき各任命権者等において細部にわたる運用等が定められている。これらのうち、法律、条例、規則及び訓令については、それぞれ官報又は富山県報により公布されているところである。

当審査会が本件公文書を見分したところ、本件公文書に記録された情報の一部には、これらの法令等の規定と同様の内容が記載されているものや、当該法令の条文そのものを記述している部分もあった。このため、官報又は富山県報により公布されている部分については、特段、開示又は非開示について検討する余地はない。

イ 条例第7条第6号エの該当性

次に、諮問実施機関は「開示の対象となっていない文書等を開示することは、制度全体に対する信頼を失うことになりかねず、制度そのものが形骸化するおそれがある」から条例第7条第6号エに該当し非開示であると主張する。

このため、当審査会は諮問実施機関に対し、条例第7条第6号エに掲げる「人事に関する事務に関し、公正なかつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」の本件処分に係る内容及びその蓋然性について説明を求めたが、具体的な説明はなされなかった。また、「本件処分に際し、個々に公文書の開示又は非開示について検討した」という説明についても、条例に則った開示又は非開示の十分な検討が行われていたかは明らかにされなかった。

さらに、県職員の評価制度の「仕組み」が公開されず、また、県職員の評価を行う関係者以外に「評価制度」が判らない状況下において、「制度全体に対する信頼を失う」、「制度そのものが形骸化する」とする諮問実施機関の理由は、納得性を欠くものといえる。

よって、本件公文書を開示することは、条例第7条第6号エに該当しない。

当審査会の開催経過

年 月 日	内 容
平成 28 年 10 月 3 日	教育委員会から諮問書を受理
平成 28 年 12 月 12 日	審査請求人に意見書の提出を依頼
平成 28 年 12 月 16 日 (第 146 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事案の概要説明 ・ 審議
平成 29 年 1 月 30 日 (第 147 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人の意見書を受理 ・ 審査請求人から意見を聴取 ・ 教育委員会から非開示理由等を聴取
平成 29 年 3 月 10 日 (第 148 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議
平成 29 年 4 月 19 日 (第 149 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議
平成 29 年 5 月 31 日 (第 150 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
斉 藤 寿	北日本新聞社常務取締役	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	

(参考)

富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。） 抜粋

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) ～ (5) (略)

(6) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

ア～ウ (略)

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ (略)

(開示請求に対する措置)

第11条 (略)

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。